



[ ] の割増償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したものについては、これらの割増償却の適用はありません。

この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 標題「 [ ] の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定する

いずれの割増償却であるかを、例えば、措法第13条《輸出事業用資産の割増償却》の適用を受けるときは「輸出事業用資産」などのように記載します。

(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

(3) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとした場合に、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額(前年償却不足額)があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。

なお、( )内には、その割増償却率を記載します。

(6) 「⑱」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。

(注)「⑲」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第13条、第14条、第15条 等